資料２

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

iDeCoに係る制度改正等について

厚生労働省 年金局
企業年金・個人年金課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

年金制度の設計の考え方

- 年金制度は、「３階建て」の構造。
- １・２階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、３階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。

私的年金

老後生活の多様な希望やニーズに応える役割

3階：企業年金・個人年金（iDeCo）

公的年金

老後生活の基本を支える役割

2階：厚生年金（報酬比例年金、男子平均報酬40年加入で月96,063円（2026年度））
サラリーマンを対象とした報酬額に比例した給付

1階：基礎年金（月額70,608円（2026年度））
全国民共通の給付

厚生年金と夫婦２人分の基礎年金（満額）を合わせて（※）現役期の手取り収入の50%を確保（現在は60%強）

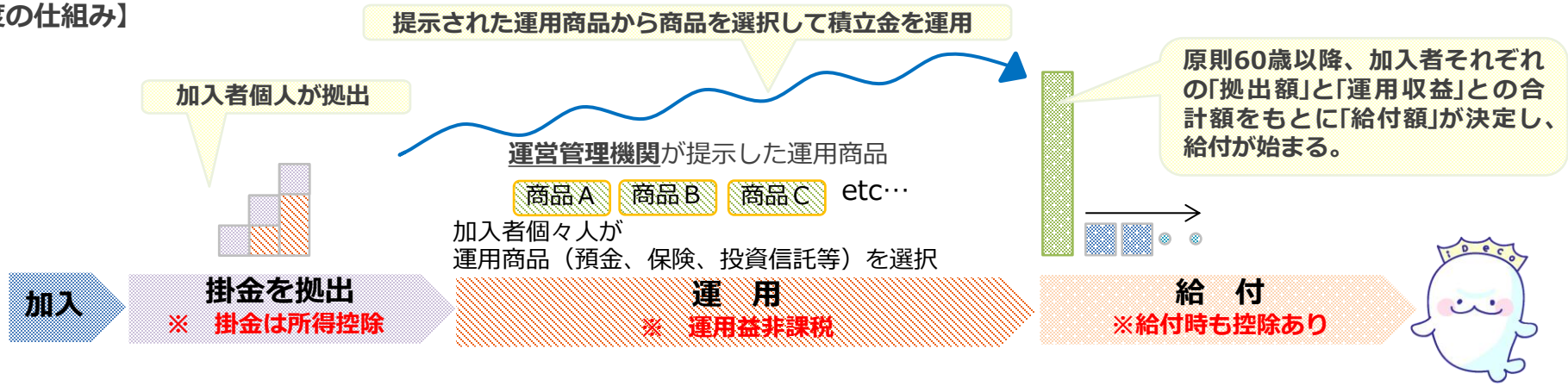
※ 70,608×2＋96,063＝237,279円

iDeCo（個人型確定拠出年金）とは

○　iDeCo（イデコ・個人型確定拠出年金）とは、個人で加入し、一定額を拠出のうえ、運用していくことで、最終的に拠出額と運用益により受取額が決まる年金制度。

○　原則60歳まで引き出すことができないが、他の用途に使うことなく確実に積み立てられるとともに、拠出する掛金が全額所得控除されるなど、手厚い税制優遇が設けられている。

【iDeCo制度の仕組み】



【加入可能要件】　国民年金被保険者

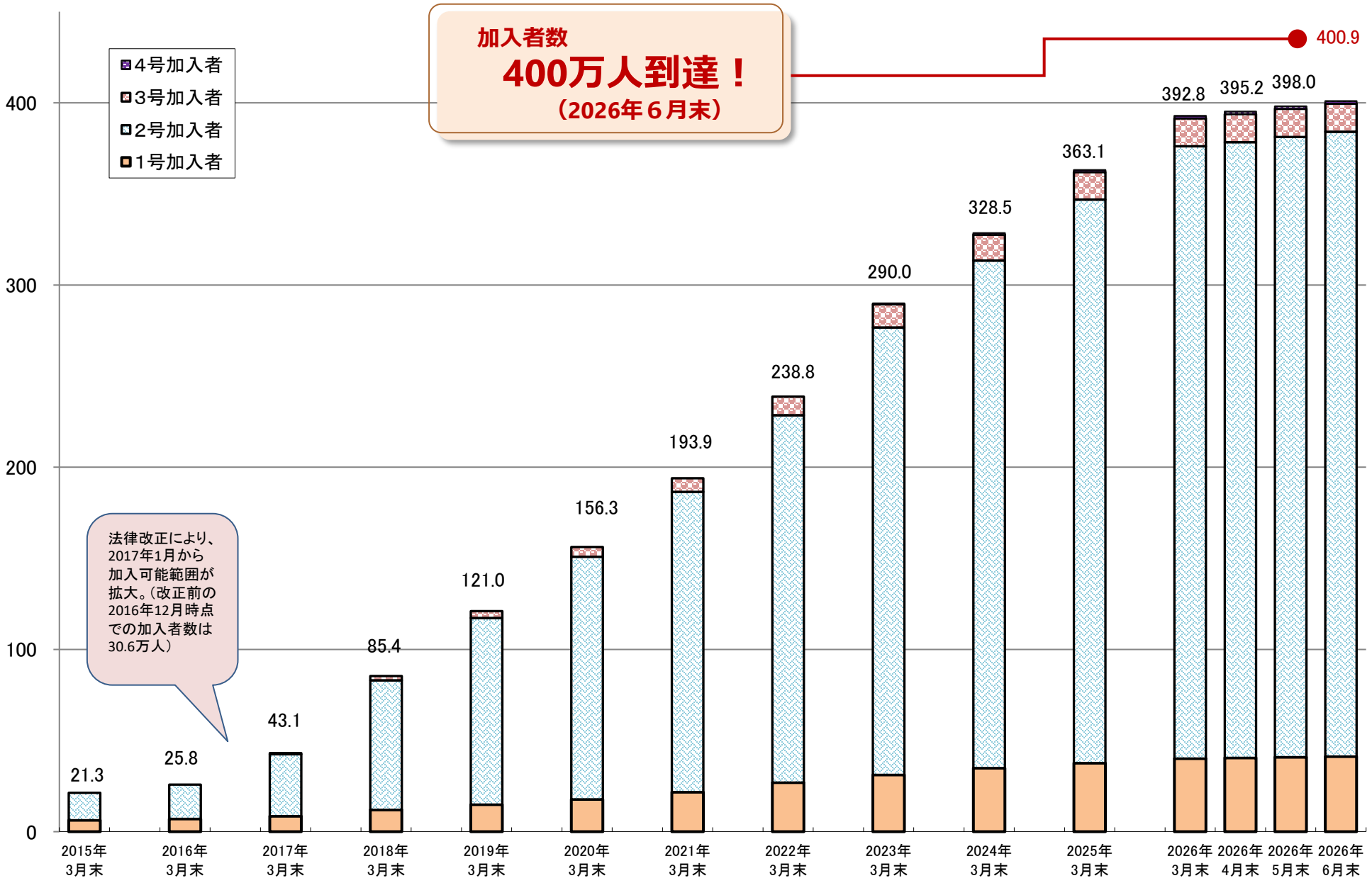
※　国民年金被保険者の資格は、①第１号被保険者：60歳未満、②第２号被保険者：65歳未満、③第３号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能（65歳未満）となっている。）

【掛金】　加入者拠出（中小企業については、事業主も拠出可能）

※　拠出限度額（令和６年12月１日時点）は、①第１号被保険者及び任意加入被保険者：月額6.8万円、②企業年金に加入している第２号被保険者：月額２万円、③企業年金に加入していない第２号被保険者及び第３号被保険者：月額2.3万円

【受給可能年齢】　60歳～74歳の間で受給開始時期を選択可能（75歳到達時には自動的に裁定される。）

iDeCo（個人型確定拠出年金）加入者数の推移



（出所）国民年金基金連合会

令和8年12月から
iDeCoがパワーアップします!



1 毎月の拠出限度額がアップ

例えば、企業年金がないサラリーマンの方の毎月の拠出限度額は
23,000円から62,000円にアップ

2 70歳になるまで掛金の拠出が可能に

例えば、50歳の方がiDeCoを始めても最大20年間の掛金の拠出が可能に

3 掛金の所得控除メリットはそのまま継続

掛金の所得控除メリットはそのまま継続
掛金を増額すれば所得控除をより大きくすることが可能に

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

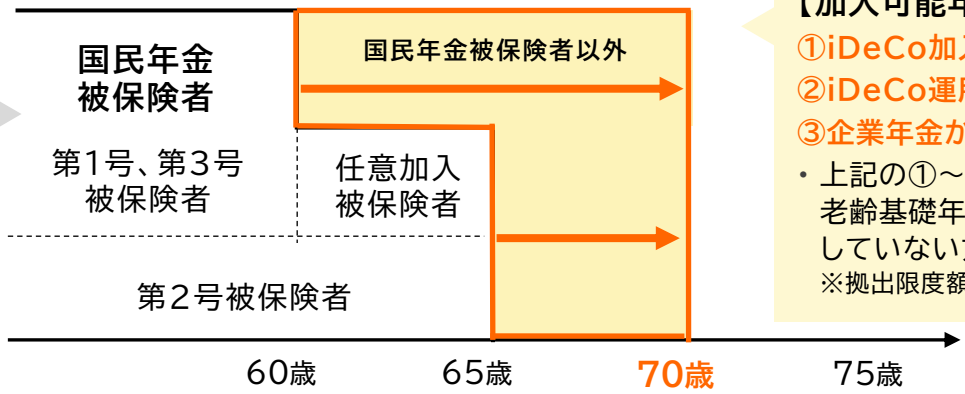
❶ 毎月の拠出限度額がアップ

加入資格		拠出限度額（月額）	
第1号被保険者 任意加入被保険者（自営業者など） 		68,000円 国民年金基金と合わせて 68，000円が上限	▶ 75,000円 国民年金基金と合わせて 75,000円が上限
第2号被保険者 （会社員など） 	会社が企業年金を 実施していない会社員	23,000円	▶ 62,000円 企業年金と合わせて 62,000円が上限
	会社が企業年金を 実施している会社員	20,000円 企業年金と合わせて 55,000円が上限	

❷ 70歳になるまで掛金の拠出が可能に

働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入**し、老後の資産を形成できるようになります

【現在の加入要件】
- 国民年金被保険者の方
- 老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない方



【加入可能年齢の引き上げ要件】

①iDeCo加入者
②iDeCo運用指図者
③企業年金からiDeCoに移換する方
- 上記の①～③いずれかに該当する方であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない方等が対象です
 ※拠出限度額（月額）は原則62,000円です



※令和11年11月末までは、上記要件に該当しない60歳～70歳未満の方であっても、新たにiDeCoに加入することができます。（老齢基礎年金を受給している方等、一部の方は除きます。）



iDeCoとNISA



税の優遇範囲が広く老後資産形成に適したiDeCoと　ライフプランに柔軟に対応するNISAとで　目的に応じた使い分けを

	iDeCo(イデコ) （個人型確定拠出年金）	NISA　※つみたて投資枠と成長投資枠は併用可能	
		つみたて投資枠	成長投資枠
対象者	原則２０歳以上６５歳未満 （公的年金被保険者）	１８歳以上[2]	
拠出限度額	年間24～81.6万円[1]	年間　120万円	年間　240万円
		非課税保有限度額1,800万円 （うち成長投資枠は1,200万円）[3]	
投資可能商品	投資信託　保険商品　定期預金等	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
購入方法	定期的・継続的に積み立てる	定期的・継続的に積み立てる	自由
受け取り	**原則60歳以降に受け取り**	**引き出し可能**	
税の優遇	**・拠出時の所得控除により、毎年の所得税や住民税が少なくなる** **・受取り時の公的年金等控除・退職所得控除により、支払う税金が少なくなる**	―	
	運用益が非課税		

1）国民年金のみに加入の自営業者等：68,000円／月（12月より、75,000円／月）
会社員：企業年金無し23,000円／月、企業年金有り（公務員含む）20,000円／月（12月より、62,000円／月）
（企業年金加入状況により異なるので、詳細は勤務先にご確認ください）
専業主婦(主夫)等：23,000円／月

2）1月1日時点で18歳以上の場合にNISA口座を開設できる

3）簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）

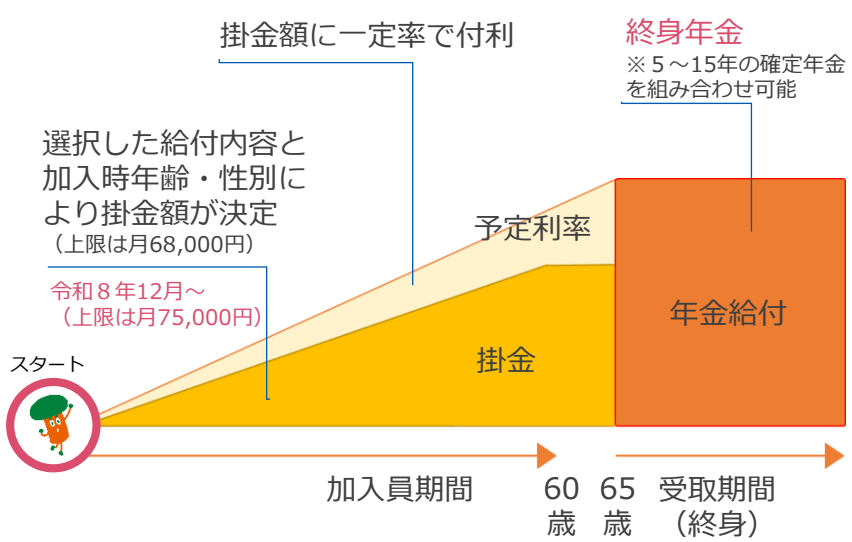
国民年金基金とiDeCoの比較

	国民年金基金	iDeCo（個人型確定拠出年金）
概　要 （特徴）	● 将来受け取る年金額を設定し、加入時点の年齢、性別に応じた掛金を国民年金基金に払い込む。 ● 掛金に一定率が付利されて将来の年金原資となる。（＝掛金が割り引かれている。） ● 65歳以降※、加入時に設定した年金を受け取る。 ※給付タイプによっては60歳以降 ● 終身年金を基本とし、確定年金（５年～15年）と組み合わせることも可能。 ● 万が一のときは、そのご遺族に一時金が支給される（B型を除く）。	● 加入者自身で設定した掛金を拠出し、自身で選択した運用方法で掛金を運用する。 ● 原則60歳以降に、掛金とその運用益との合計額を給付（年金もしくは一時金）として受け取る。 ● 原則60歳まで資産を引き出すことができないが、いつでも掛金の拠出を止めて資産の運用のみ行うことが可能。 ● 万が一のときは、そのご遺族が死亡一時金を受給できる。 ● 加入者等が一定以上の障害状態になった場合は障害給付金を受給できる。
利　点	● 払い込んだ掛金の全額（家族の分も含む）が社会保険料控除の対象、給付時は公的年金等控除の対象。 ● 就職等で第１号被保険者でなくなった場合でも、それまで払い込んだ掛金に一定率が継続して付利されるものとなる（＝掛金が割り引かれている。）。 ● 一生涯年金を受け取ることができる。 ● 遺族に給付される一時金は全額非課税。	● 払い込んだ掛金の全額（本人の分のみ）が小規模企業共済等掛金控除の対象、運用益は非課税、年金給付は公的年金等控除の対象、一時金は退職所得控除の対象。 ※積立金には別途特別法人税が課されるが、現状は課税停止。 ● 就職等で第１号被保険者でなくなった場合でも、引き続きiDeCoに加入し資産の運用を継続できる。 ● 遺族が受給する死亡一時金は、一定金額までは非課税。
留意点	● 国民年金保険料が納付済である必要。 ● 加入途中で任意に脱退することができないが、ライフスタイルに応じて掛金額を口数単位で増減可能。 ● 国民年金基金は付加年金を代行しているため同時に加入することはできない。	● 国民年金保険料が納付済である必要。 ● 資産の運用は加入者の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動する。
問合せ先	● 全国国民年金基金各支部 **（0120-65-4192）**	● イデコダイヤル**（0570-086-105）** ※050で始まる電話でおかけになる場合は **（03-6731-9898）** ● 金融機関（運営管理機関） ※一部取り扱いのない金融機関もあります。
ウェブサイト	● 全国国民年金基金HP	● 国民年金基金連合会 iDeCo公式サイト

国民年金基金とiDeCoの比較

（イメージ図）

国民年金基金

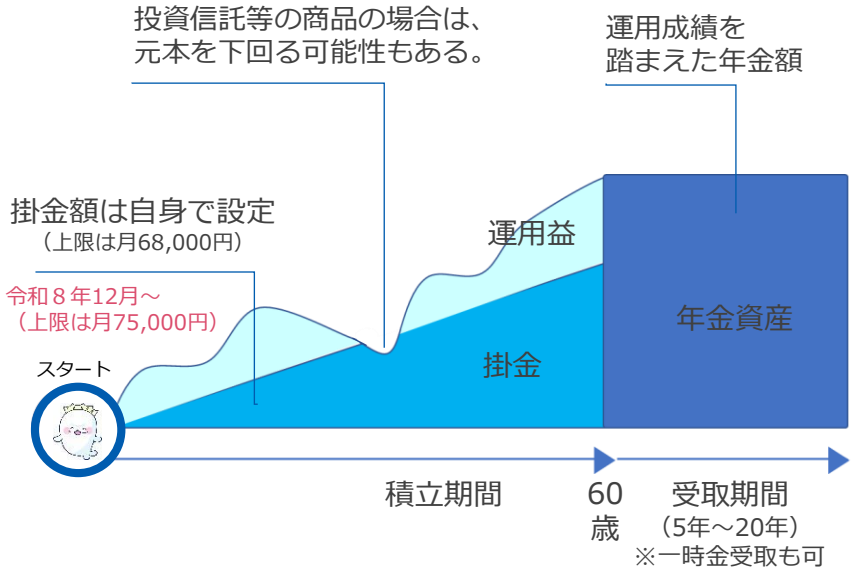


（例）　令和６年度～

40歳～59歳の期間で加入した人（１口目）
- 掛金額：（男性）月額12,735円　×　240月
- 掛金額：（女性）月額14,760円　×　240月
- 年金額：年180,000円　（月額15,000円）

20歳～59歳の期間で加入した人（１口目）
- 掛金額：　（男性）月額 7,220円　×　480月
- 掛金額：　（女性）月額 8,370円　×　480月
- 年金額：年240,000円　（月額20,000円）

iDeCo（個人型確定拠出年金）



将来の受取額は、拠出した掛金の合計額や、運用成績によって、一人ひとり異なります。

同時に加入可能であるが、掛金は両方の合計で68,000円（月額）が上限　令和８年12月～（上限は月75,000円）

（留意事項）
このチラシは、国民年金基金とiDeCoについて分かりやすく比較したものです。実際の加入に際しては他にも細かな条件がありますので、詳細な掛金額や給付の内容、申し込み方法等については、それぞれのお問い合わせ窓口におたずねください。

iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ



2026年12月（2027年1月引き落とし分）から

iDeCoの拠出限度額と加入可能年齢が引き上げられます。

❶拠出限度額の引き上げ

iDeCoの掛金額を最大75，000円まで拠出できるようになります。

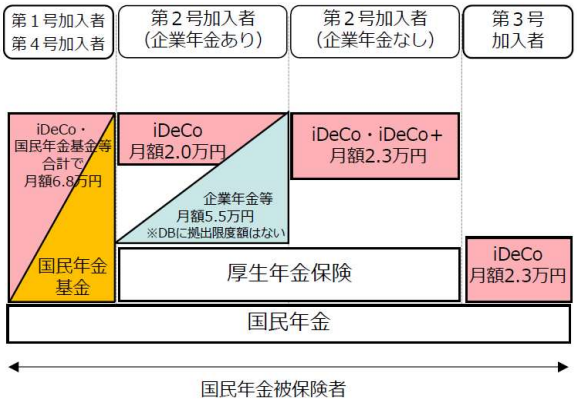
❷加入可能年齢の引き上げ

60歳以上70歳未満の人でも一定要件※を満たせば加入できるようになります。

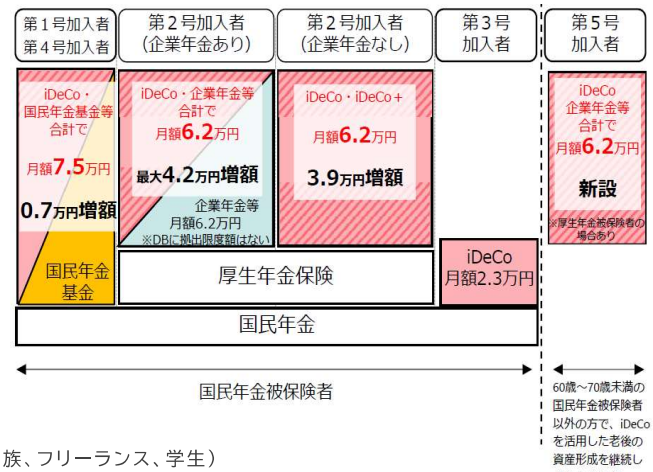
※裏面の「iDeCoの加入可能年齢の引き上げ対象者」を参照。

❶ 拠出限度額の引き上げ

2026年12月　引き落とし分まで



2027年1月　引き落とし分から



＜iDeCoの加入対象者の区分＞

第1号加入者：国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生）

第2号加入者：国民年金第2号被保険者（会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者）

第3号加入者：国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）

第4号加入者：国民年金任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者、または、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない者）

第5号加入者：60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の者で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者【2026年12月以降新設】（①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoに資産を移換する者　①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者等）

必要な手続きについて

■ 拠出限度額の引き上げにあわせて、
掛金額の変更を希望される方は手続きが必要です。

■ 2026年12月分（2027年1月口座引き落とし分）からの掛金額変更については、2026年9月頃からの受付を予定しております。
詳細は加入しているiDeCoの運営管理機関にお問い合わせください。
また、e-iDeCo（iDeCoのオンライン手続きサービス）では、2026年12月1日～24日の間に手続きが可能です。

e-iDeCo
サービスサイト

※手続きの内容により、2026年12月分（2027年１月口座引き落とし分）の掛金額変更に反映できない場合があります。
※e-iDeCoの利用可否は加入している運営管理機関によって異なります。

これからiDeCo

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひろがるiDeCo

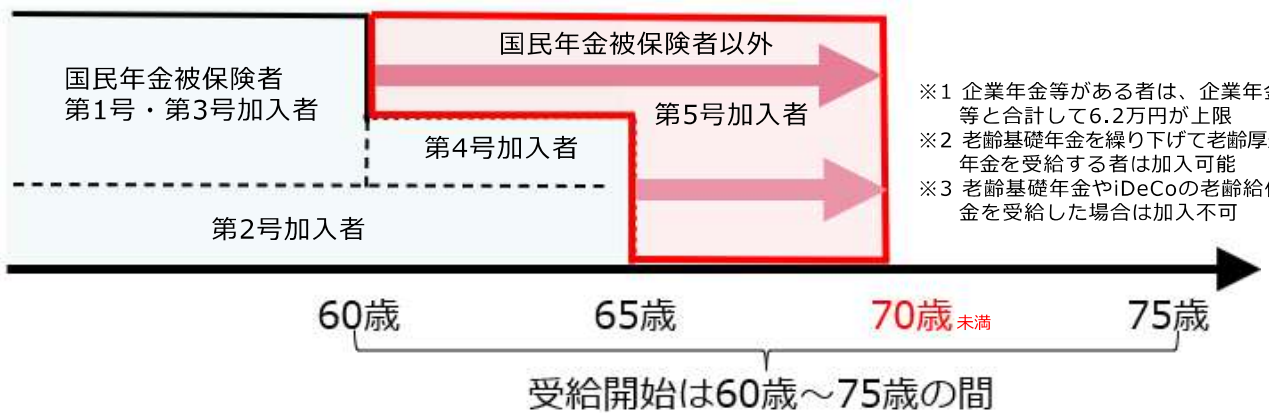
❷ 加入可能年齢の引き上げ （2026年12月以降）

iDeCoの加入可能年齢の引き上げ対象者（拠出限度額：原則6.2万円※1）

（1）iDeCo加入者
（2）iDeCo運用指図者
（3）企業年金からiDeCoに資産を移換する者

2029年11月末までは、
左記に該当しない者もiDeCoの加入が可能

上記の(1)～(3)いずれかに該当する国民年金被保険者以外の者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者(※2)(※3)、マッチング拠出を実施していない者等



※1 企業年金等がある者は、企業年金等と合計して6.2万円が上限
※2 老齢基礎年金を繰り下げて老齢厚生年金を受給する者は加入可能
※3 老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給した場合は加入不可

必要な手続きについて



■ 加入可能年齢の引き上げ対象の方でiDeCo加入をご希望の方は、改めて手続きが必要となります。上記(1)(2)に該当する方は、ご利用中の運営管理機関にお問い合わせください。また、上記(3)に該当する方等、新規加入の方は下記**“iDeCoへの加入をご希望の方へ”**を参照してください。

iDeCoへの加入をご希望の方へ

iDeCo公式サイト（運営管理機関一覧）

■ iDeCoの加入手続きは、運営管理機関（金融機関等）で行います。
■ iDeCo公式サイトをご参照の上、運営管理機関へお問い合わせください。

iDeCoの拠出限度額について

■ iDeCoの掛金の拠出限度額は、企業型DCの事業主掛金額、DB等の他制度掛金相当額、国民年金基金の掛金額等によって決まります（DB等の他制度掛金相当額には公務員の共済掛金相当額も含みます。複数のDB等に加入している場合、各々の掛金相当額の合算が必要です）。

〈他制度掛金相当額の確認方法〉

▸企業型確定拠出年金（DC）の加入者	・加入中の企業型DCの記録関連運営管理機関（RK）の加入者専用サイトでご確認ください。
▸確定給付企業年金（DB）の加入者	・お勤め先にDB等の他制度掛金相当額をご確認ください。
▸国民年金の付加年金の加入者 ▸国民年金基金の加入者	・付加年金の保険料は月額400円です。 ・国民年金基金から送付される掛金納付結果通知書等をご確認ください。
▸国家公務員・地方公務員 ▸私立学校教職員	・共済掛金相当額は月額8,000円です。 ・私学共済の掛金相当額は月額7,000円です。